

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第43回）議事概要

日時 令和2年6月2日（火）15：30～18：05

場所 web会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、森川委員、内田委員、関口委員、高橋委員、西村（真）委員、山下委員
事務局 竹村電気通信事業部長、山碕事業政策課長、
（総務省） 大村料金サービス課長、中村料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長補佐、
茅野料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- (1) IP網への移行過程における音声接続料の在り方（ひかり電話）について
- 東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社からの補足説明の後、事務局から論点整理案について説明を行い、意見交換を行った。
- (2) IP網への移行後における音声接続料の在り方について
- 関係事業者ヒアリングを実施した後、事務局から論点整理案について説明を行い、意見交換を行った。
(ヒアリング対象事業者：東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社三菱総合研究所)
- (3) 会議等の取扱いについて
- 事務局から説明を行い、議題（4）については非公開とすることとなった。
- (4) モバイル接続料の検証について（報告）【非公開】
- 事務局から報告を行い、意見交換を行った。

【発言】

・ IP網への移行過程における音声接続料の在り方（ひかり電話）について

○内田委員

後半のところではIP網の移行過程における接続料算定ということで論点が3つ挙げられていたと思うが、前回の委員会で、特に私のほうで2点目に関するコメントしたと思う。技術的な観点から見ると、4分の1ずつ減らすというのはあまり合理性のないというか、妥当性のない観点ではないかと思っており、そういった形で論点をまとめていただいたのは良かった。

途中から参加したため、前半のほうは聞けなかったが、資料上、パッチパネルのことについて私も前回の委員会で発言をしたが、それも盛り込んでいただいて良かったと思っている。

○佐藤委員

全体の論点整理は、今までの議論をまとめていただいて結構だと思う。

少し気になったところだけコメントすると、減設に関して、設備として減設が必要かどうか、合理的かどうかという話と、そのコストをどのように会計処理するか、誰が負担するか

は、分けて考えられると思っている。設備に関しては、一括撤去したほうが経済的に合理的というような資料を今日NTT東日本・西日本から示していただいたので、減設せず一定期間残していくということはシステム上必要なのだと思うが、そういう経済的なことも踏まえてより合理的な説明を頂いて、合理的であれば、それを確認しながら移行期の対応を考えていけばいいと思う。

負担に関しては、例えばメタルから光に移行していく、そのときにかかる費用がある程度、これは相田委員が言われたことと同様かと思うが、4年間で回収すればいいのか、移っていく人はずっとその便益を、メリットを受けるのであれば、事業者ではなくてユーザーという視点で見ると4年を超えて長い期間で負担をしていくとか、あるいは光全体にこういう機能が必要であれば、メタル、光の移行において多くの人あるいはその他便益を受ける多くの人が薄く広く長く負担する、そういう考え方もあると思うので、設備の話と、それから、負担の話とを少し分けて整理したほうがいいのかなと思いました。

あとは、質問を追加ですとすれば、例えば20社あるけれども、どのタイミングで、どのスケジュール感で新しいネットワークに移っていくのか、初めの2年間で20、30社行ってしまうのか、そういうスケジュールのタイミング、あるいは移った後も残しておかないと、取っておかないと何かあったときにトラブルに対応できないということ、4年たっても、例えばさらに半年1年残さなければならぬ設備が多くあるのか、この辺りは追加の質問でまた送らせていただきたい。

○事務局

資料1の27ページに委員限りであるが、現時点でNTT東日本・西日本が事務局としてヒアリングをされている各社の状況がある。27ページが概要で、その後が各社の現時点の状況を今把握している範囲で書いてある。ただ、会社によってはまだ検討中の部分もあるというような状況ではあるので、適宜参照いただければと思う。

○佐藤委員

こういうスケジュール感でどういう設備がどれだけ必要かということについて、改めて考えたい。

○関口委員

資料1に関しては、私は質問を投げていないので、感想になるが、添付の委員限り資料として、事業者間の意識合わせ資料を出しただいて、私を含めて多くの委員は、事業者間の意識合わせの状況というのは詳細にはあまり知る立場になかったということもあるので、このような資料を丁寧につけていただいたことで、状況が分かり、ありがたいと思っている。

資料2に関しては、私は佐藤委員とは意見を若干異にしている、確かに実態として減設をするかしないかと、それから、会計上の扱いと分けて考えるというのは1つ可能なことは可能なわけだけでも、ただ、まずは物理的に減設をしないほうがかえって効率がいいということに加えて、特にIP切替え後もIGS接続に切り戻しの可能性もあるということで、先ほどの資料1にもあったように各事業者間で移行期間が少ずつれているにもかかわらず、その期間は均一の取扱いをするといった上で二重の設備を保持し続けるということを考えて、会計上もそこについて、例えば4年間で順次減損していくような4分の1案のようなことの検討をしなければいけないかということ、やっぱりそこはこの期間については実態と会計を合わせて減損しないという扱いが私はよいのではないかなと思う。

ただ、資料2の12ページの最後に書いてあるように、実態をしっかりと見て、不要な設備にまでそういったことを認めないということはないのだという、最後の論点3番目の黒丸についての、歯止めを一定のラインでウオッチを続けるということの上で原価を減じるということをしていないという扱いは私は支持をしたいと思う。

○高橋委員

資料1について、意識合わせの場の議論がよく分かったというのは良かったと思う。

それと、私も質問していたが、IGSを維持するコストはどの程度かということがここに記されてよく分かったということと、認可申請に向けて整理を進めるということなので、これをぜひ進めていただきたいというのが感想。

論点の整理についてはこれで結構だと思う。

○西村（真）委員

まとめていただいた内容については、異存はない。

1つ質問があり、資料1の12ページ、意識合わせの情報提供をいろいろ頂いている中で少し分からない点があった。3ポツ目のところの後の段落だが、移行期において、IP網へ移行せずにPSTN設備のみを保有している事業者の設備については、PSTN接続における整理に従って、費用負担を行うこととなると書いてあるので、これは移行しない事業者もいるのかと読んでしまったが、もし分かれば教えてほしい。

○NTT西日本

こちらのほうに記載している、最後までSTM-POIで残るとということについては、理論上というか、そういったケースが有り得るということを書いておるだけで、委員から質問頂いたように現実にいるのかどうかというのは、先ほど委員限りではございますが資料でお示ししているとおり、今現時点では各社それぞれのスケジュールで移行を予定されていると、今後具体的に詰めていく中で、そういった最後まで残られる方がいるかどうかというのはこれから決まっていくことになるかと思っている。

○森川委員

資料1に関しては、意識合わせの情報を共有していただきありがたい。ほかの事業者ときちんと情報共有しながら、かつ事業者間で同意されながら動かれているということを改めて理解した。

資料2に関しては、事務局の論点に関しては賛成。減設に関しては、ほかの事業者から見ても設備は残してほしいと考えているはずだと思うので、特に4分の1とかは、前回は申し上げたとおり、しなくてもいいのではと思っている。

○山下委員

3点ほどコメントと質問をしたいと思います。

まず委員限りの資料1の回答1-1で委員限りのところで示しいただいているが、IGS接続の設備は何台あるのだろうか、ここにある程度の金額は書いてあるが、掛けるコストが幾らなのかということが分からないので、そもそもの話として教えていただければと思う。

それから、2点目は、この同じIGS接続についてさらに申し上げると、私としては考え方として、先ほど佐藤委員が述べた方向性と同じ、つまり、接続を保有したいということと、それから、実際に接続料にどこまでそれを乗せていくのかというのは別の話だと考えたほうがいいのではないかと思った。なぜかということ、それは設備を最後まで保有していきたいという理由がもしかして必要になるかもしれないからという理由だったからである。

ところが、今回、先ほどから出ている27ページで、各社のIP化のスケジュールを見ると、ぎりぎりまでIP化しない事業者とか、期限を越えてもIP化しない事業者もいるとい

う話だった。それだったら、I G S接続の設備を最後まで残しておく理由をここに求めればよかったはずなのに、そうしなかったということで、それでちょっとうがった見方があって、接続料に反映させるためなのではないかというふうに要らぬ疑いを持ってしまったので、その関係についてもう一回説明していただければと思う。

3点目は、パッチパネルについて、名前が分からなくて質問をしたが、非指定設備として約款に載せることでN T T東日本・西日本も合意するのであれば、それが良いと思う。指定設備にすることで何か不要なコストが上乘せされる、それを避けることができるというのであれば、それはそれで示してほしいと思った。

○N T T東日本

1つは、最初にI G Sの台数ということだが、いつもの回答で申し訳ないが、今日は平場でもあるので、具体的な台数というのはこの場では控えたいと思う。また別途、総務省と話しながら回答のスタンスを考えたいと思うので、この場で何台と言うのは控えたい。

それから、先ほどのI G Sが最後まで残るといふところの話だが、もともとやはり接続料としてはコストを回収するのが原則だと思う。その上で、委員の懸念は、最後の1社が残るところに念のために設備を残すといふところが1つあったと思う。という意味でいうと、もう一つの理由としては、番号ポータビリティという制度があって、その制度を使っているときの通話が、いずれにしても、最後の事業者だけではなくて、全事業者がI G Sを使うといふ可能性が大きくなるということなので、ただ移行をしていく事業者が最後に1個残るからということではなくて、1個残ることによって、その番号ポータビリティの仕組みを全事業者が使わなければいけないということも1つとしてあるということ、N T T東日本・西日本の資料でいくと2ページ目だが、いわゆるここで言うところの矢じりのところの1番下を書いてある理由もあるので、どちらかといふと、最後までいろいろとI G Sを使われるといふことの大きな意味は、こちらのほうが大きいかもしれない。

○相田主査

この件についてはもちろん細かい点では意見の相違はあるかと思うが、大きな目で見ると大体方向性は見えてきたのではないかと思う。本日、おおよその金額の目安のデータとなるような値も示していただいたので、それを踏まえて、切り替わった後の接続料がどうなるのかといふところがまだこの後の議論で分からないところではあるわけだが、あまり不合理な不連続が生じるようであればそこはもう少し対策を打ったほうがいいのかもしいもの、本日示していただいた数値を見る限り、それほど二重投資あるいは4分の1ずつ減設というようにところを重大視しなくてもいいレベルではないかというのが私の印象だった。

・I P網への移行後における音声接続料の在り方について

○内田委員

全体を俯瞰してコメントさせていただく。

やはり今回の規制の議論は何を目的として行っているのかをきちんと踏まえておくことが重要。最初にN T T東日本・西日本から、既に音声サービスが衰退期を迎えていることを踏まえると、サービス提供における課題は、どのように維持していくのか、どのように効率化していくのかにシフトしているということ説明があったかと思う。これに関しては、私も同様に認識している。

そのため、全体のコストの最小化という観点から、何ができるのか、何をするとよいのかということからひも解いていくことが重要かと思った。各事業者がどうやってコストを回収していくのかという事情ももちろん考慮しないといけないが、それが起因となってユーザー

の利便性に影響を与えてしまうことは構造的に良くないと思う。

また、IP網に移行していくことによって双方向接続になっていくということは、技術的にそうなるのだと思う。そのため、それが起因となって欧州と同様に着信接続料を互いに支払う形に移行していくことも、これも考えられることなのだろうと思う。それらを踏まえると、技術がどう変わっていくのかということと、それと親和性のある形で規制も整えていくことが必要なのかと思ったところ。

また、三菱総合研究所の説明も非常に参考になった。ただ、詳細において日本と違いがないかということには気をつけなければいけないと思った。欧州の事例は、着信接続料に関する規制以外の条件も加わって現在のような状態になっていると思うので、その周辺事情も踏まえていくことが必要なのかと思った。

○相田主査

事務局から、特に現在の接続料に関する問題意識、あるいは接続料をどうしたいのかというようにことについて簡単に御説明いただきたい。三菱総合研究所からは、ヨーロッパではとにかく絶対値を下げたいという御指摘があったかと思う。

○事務局

現状、一種指定制度、二種指定制度の下に、それぞれ適正な原価、適正な利潤から適正な接続料水準がそれぞれの制度の目的の下でなされていると認識している。しかし、着信ボトルネックの解消という観点から、それらの接続料水準をさらに低廉化を図っていくという必要があるのではないかという問題意識。それについては、内田先生からのコメントにもあったが、目的に照らして何ができるのか、何をすべきなのかを今後より一層精査をし、一種指定制度、二種指定制度の接続料水準に対してどの程度低廉化を図っていくのかをより御議論いただきたい。

○相田主査

一種指定制度、二種指定制度の接続料がまだ高いので下げたいのか、非指定事業者で不当に高い接続料を設定している者がいるのでそれも規制したいのか、この資料からはその辺りのフォーカスがどこにあるのかが読み取りにくい。そういう意味からいうと、どちらになるのか。

○事務局

相田先生がおっしゃったケースはそれぞれあるかと思う。また、固定電話、携帯電話それぞれにおいて事情も異なるかと思う。例えば固定事業者間においては、前回、NTT東日本・西日本から、事業者間協議における課題が例示されていた。一方、携帯電話の方は、事業者間の構造がまた異なり、大手3社による寡占状況という指摘もある。そういったところについては、次回の事務局資料において、固定、携帯分けた形で論点整理をお示しできればと思う。

○佐藤委員

全体の話をついて3つに分けて理解した。1点目は基本的な考え方で、着信ボトルネックということで着信料金の考え方を考え直すということ。これは基本的に3社とも考え方については反対ではないのだと思う。ソフトバンクが多分一番ネガティブだったようだが、考え方が間違っているということではなく、事業へのインパクト等を含めて慎重に考えていただきたいという意見だったと思うので、考え方は着信ボトルネックの考えをベースに適正な政策をつくるということだと思う。

2点目は、回収すべき合理的なコストは何でどのように負担していくのか。コストニング

とプライシングの議論になっていると思うが、論点整理の中に色々な項目が挙がっていたので、これからこちらの議論に移っていくのかと思う。

3点目は、この政策によりどのようなインパクトがあるのか。事業者にとってのインパクトもあるが、やはり市場にとってどういう変化がこれから起こって、政策実現で何を指すのか。三菱総合研究所の説明でも小規模事業者の競争環境整備の議論が示されていたので、少し視野を広くして市場全体の変化を見る必要があると思った。

1点質問だが、NTT東日本・西日本の資料の中に、「特定の方法に限定せずにフラットに議論すべき」とあるが、フラットに議論するという意味は何か。NTT東日本・西日本は既に色々なプライシングのシナリオの議論を始めていると思うが、例えばPure LRICとビル&キープなのか、今の段階で結論はないと思うが、Pure LRICやビル&キープについて何か課題があるとか、話をさせていただけるポイントがあればぜひ伺いたい。

○NTT東日本

佐藤先生のおっしゃるとおり、例えばPure LRICであったり、アメリカの例ではビル&キープという例もある。今どれにしましょうということを上申しするということより、色々な視点があり、良いところ、悪いところがあるかと思うので、そういった点ではフラットに議論いただいたほうがいいということ。

○佐藤委員

NTT東日本・西日本として、手法についてそれぞれ良いところ、悪いところがあると思うと言われていたことは、もう考え始めてられるということだと思っているので、今回まだ話をする段階でないかもしれないが、次回以降早い段階でまた聞かせていただきたい。

○NTT東日本

LRICには少し考えるところはあるので、そういう場があれば申し上げたい。

○関口委員

NTT東日本・西日本は現行の長期増分の廃止をずっと提案されていたので、Pure LRICについて諸手を挙げて賛成というわけにはいかないのだと思う。ただ、今回のマイグレを期にNTT東日本・西日本のハブ機能がなくなるということで、直接当事者間が接続をし合うという関係が始まったので、NTT東日本・西日本のみ規制をかけるという非対称規制はやはり見直しのタイミングを迎えていると認識している。したがって、広く全体に1つのルールをかけることについて、私は全く違和感はない。NTT東日本・西日本がおっしゃる統一のルールというのも、Pure LRICは嫌だけどという言葉を含みながら、賛成の意見だと理解している。

資料7のp.12について、次回会合でもう少し深掘りをしていただくようなコメントを事務局から頂いたが、現行の一種指定制度、二種指定制度を維持したまま新たに着信接続料規制をかけていくという基本的な方向性は、現行の電気通信事業法の体系の中に加えていくという形を取る限りはこのようなことになっていくのだろうと理解している。この両者の関係について、次回以降もう少し理解を深めていけるような資料も御提供頂ければと思う。基本線としてp.12の整理でよいと考えている。

○高橋委員

三菱総合研究所の説明はよく分かった。絶対値の減額はきちんと割と方針を出されていて、このような改革になったということで、根本的と日本とどう違ってくるのか、どこまで参考にできるのかももう少し考えたい。

事務局の論点整理はこれで結構かと思うが、p. 9の最後に「過度な規制コストがかからないように」とあるが、規制コストの観点は非常に重要だと思うので、これも今後詰めていかないといけないと思った。

○西村（真）委員

消費者の立場としては、三菱総合研究所の報告で期待してしまう部分がある。音声通話がここから先本当にもう縮小する一方なのか、それとも、一定のユーザーが増えたり、事業者にとっても大切なサービスになっていくかという分かれ道にいる気もする。政策的に何がいいのかはまたじっくり考えさせていただくとして、大変希望を持って発表を聞かせていただいた。

○森川委員

方向観はしっくりきている。今回はやはりスクラッチから考えるととても良い機会。三菱総合研究所の資料にもあったが、消費者への還元あるいは小規模事業者への対応も踏まえると、今回このような方向観というのは十分あり得ると思う。その際、着信ボトルネックを導入するとしたら、どのような問題を考えておかなければいけないのかに関しては、私自身もしつかり考えていきたい。

また、一種指定制度、二種指定制度との兼ね合いも、少しもやもやしているというのが正直なところ。例えば、着信ボトルネックを入れていくとしたときにどういう整理がいいのかというのは、引き続き考えていきたい。

○山下委員

まず着信ボトルネックが存在するとして、それをどのぐらい重要なものと受け止めているかが、事業者と三菱総合研究所と事務局との間で温度差があるのではないかと。なので、着信ボトルネックに対してどのような規制をかけるかについても温度差が出ているのではないかと思う。私も着信ボトルネックが移行後にどのぐらい大きなインパクトをもたらすのかをよく知ってから考えてみたい。三菱総合研究所の説明を聞いて、規制の導入によって、あるいはI P - L R I Cなどにして接続料をどのような水準にするかは、今後のマーケットの規模や構造、各々の事業者間の利益分配、再分配にもつながってくるのではないかと思うと、慎重に考えたいし、事業者の率直な意見を聞いて、潜在的な事業者がいるのであれば、そういった方々の御意見も伺ってみたい。

○事務局

コスト・ベネフィットについては、どういった事業者、マーケットへの影響があるのか、固定電話、携帯電話それぞれについて論点整理をお示ししたいと思っている。

また、潜在的な事業者にもということで、次回追加的にヒアリングをできる事業者がいれば、追加ヒアリングをできるように準備を進めていきたい。

○相田主査

着信ボトルネックを導入して接続料を下げることで消費者利益につながるという考え方自体は、ほぼどなたも納得されることではないかと思う。しかし、これを世の中に対して、今度こういう新たな規制を導入しますとお示しするためには、三菱総合研究所の資料にもあったが、日本の接続料がなぜこんなに高いのかをきちんと示し、着信ボトルネック規制を導入するとしたらどのぐらいベネフィットがあるのかをきちんと示さないと説得力がない。

また、第一種規制、第二種規制に関しても、第二種規制の接続料に関しては、将来原価等を導入して、形の上では適正に接続料が設定されているはず。それでも高い、もっと安くしたいのだとすると、今の接続料の計算の中からこういうものは除外した方が正しい在り方だということについて、説得力ある説明を世の中にしていけないといけない。そうしないと、規制コストにそれが見合ったものであるのかということについて、委員の方の中では御賛同を得られるかもしれないが、事業者や世間にお示ししていくときの説得力を確保するのは難しいのではないかと。次回以降、論点整理において、定量性を持った議論を早く行わないと、議論の説得力をつけることができないのではないかとというのが私からの印象。

○事務局

定量的な議論が必要というコメントについて、補足をさせていただく。現在関係事業者へ接続料収支、トラフィックバランスについてのデータの提供を依頼しているところ。コロナの関係もあり、各関係事業者にはかなり御負担を頂いている状況。今回は時間の関係でお示しできなかったが、次回には何かしら御議論いただくのに参考としていただけるようなデータをお示ししたい。

また、第二種指定について、将来原価方式が導入されているのはデータ接続料のみで、音声については将来原価方式は導入されていないことを申し伝えさせていただく。

○関口委員

今回はハブ機能をなくしたことによる規制を、広く薄く、共通の規制を全事業者にかけていくという方に重みがあるのではないかと考えている。

三菱総合研究所の資料6のp. 4でも、日本の2017年の接続料について、固定と携帯を紹介していただいているが、携帯が2.49円、固定が2.13円と、それほど大きな格差があるわけではない。ただ、日本版LRICは、固定費を含めて接続料算定をしており、固定費を回収することを認めているが、pureLRICにした場合には、固定費の分だけ抜けるのは間違いない。なので、結果としては下がるだろうと思う。

下がったことによって、ヨーロッパは発信接続料を上げる形で固定費の回収を一部認めている。その意味でいうと、KDDIやソフトバンクが懸念されているように、コストの回収漏れをどうするのかという話は議論の中で一定の状況説明を追加的にしておく必要があるだろうと思う。この点について、事務局に資料の追加をお願いしたい。

○山下委員

音声通話市場の重要性について、欧州の市場や、アメリカや韓国に比べて、日本は同じようなシェア、重要性なのかどうか知りたい。それによって欧州でのインパクトと我が国でのインパクトが違ってくるのではないかとという意味で、次回お示しいただかなくてもよいが、何か将来的にデータがあれば教えていただきたい。

○三菱総合研究所

きれいに各国横並びのデータというのは少し難しいが、国別には参考になるようなデータがないこともないので、少しお時間を頂いて見繕ってみたい。

○相田主査

国の差に加えて、時間軸上の差ということで、今や音声通話するとしたらLINEやZoomなど、いわゆる回線交換の電話から離れているという時間軸上の差も考慮する必要があるかもしれないと思った。

・会議等の取扱いについて

本会合の議題として取り扱われるモバイル接続料の算定根拠には、第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下「二種指定事業者」という。）に公表の義務のない、接続料に係る原価、利潤及び需要や、それらの算定の基礎となるデータ等が記載されており、本会合を公開することにより、二種指定事業者の利益を害するおそれがあると認められることから、資料8に基づき、会議を非公開とすることについて主査から提案があり、了承された。

・モバイル接続料の検証について（報告）【非公開】

○内田委員

各社の各項目に含まれている要素は本当にそれだけなのかという疑問が出てくる背景はどのようなものか。疑問が生まれたときに事業者に対して説明を求めることはできないのか、それとも、説明を求めたが、その内容が量的にも質的にも不十分で納得ができずに生まれてくる疑問なのか。また、その疑問が生まれるきっかけは、例えば今回のように複数事業者で比較をしてみて違いが生まれたから初めて気づくことができる疑問なのか、それとも、別の方法によって検証して生まれたものなのか。構造的なところがあまりよく分からない。

○佐藤委員

全体的に予測値が出たことで、接続料の予見性が高まったと評価している。ただ、今後は、計算結果の透明性や適正性を我々が検証するのが大事である。

まず、ステップ1、2、3のところだが、各社の最終的な接続料はほぼ同じであるが、事業者によって各ステップの控除率に差があるのは、問題だと思う。各ステップで差があると、最後の計算結果しか比べられなくて、ステップ1、2、3の各レベルで横に比較するということができなくなってしまう。特に控除率に大きな差があるもの、あるいは接続料に大きな影響があるものをいくつか絞って精査し、同じルールでステップ1、2、3が進んでいくような仕組みにすべき。

また、例えば正味固定資産価額などの各項目の配賦については、各社の説明が漠然としたものなので、特に金額が大きな費用に関しては、配賦の考え方を明確にして、どういう数字をどういう根拠で使っているのか、いくつか絞って見てみる必要があると思う。

また、需要に関して、一体どういう考え方でトラフィックを取っているのかが分からない。少し時間がかかると思うが、どういう考え方でどういう数字を取って、各社同じような数字として使えるのか検証の必要があると思う。

将来見込みについても、どういう形でどこに将来見込みの分が入っているかも分からない。全項目はできないと思うが、大事なポイントについてはこういった点を精査していきたい。

○関口委員

二種制度は規制の根拠が緩く、一種と違って多くの書類も届出制でもあるし、比較可能性という点では、3社の比較がなかなかうまくいかない状況であるが、最低のルールとして共通化を少しずつ図っていくというのはこれから必要な作業になるだろうと思う。

β 値の算定では、結果としての数値は違っていいけれども、考え方は3社ごとに異なっていたものを1つにしたという実績もあるので、そのような努力によって比較可能性をこれから高めていく必要がある。

それから、配賦のルール等が全部ブラックボックスであり、今の状況ではなぜそうなったのかは極めて漠然とした配賦の基準だけが示されているだけで、全然分からない。このような状態は、今後様々な形で比較可能性とトレーサビリティを高めていく必要があると思う。その意味でも、本日の議題（2）の着信ボトルネック規制によってモバイルにも規制をかけ

ていくとなると、この点は改善スピードが随分高まるだろうと思った。

需要については、5Gはどこまで需要が伸びてくるか、また、ここ一、二年のローカル5Gや、ノンスタンドアロン時代の需要の伸びがどこまであるかどうかという点については、毎年ロールオーバーしていく中でしっかり見ていく必要がある。

需要がもし伸び切らないと、接続料がやっぱり逆ざやとしてMVNOに追加費用を取るといふことにもなりかねない。分割払いの提案もあったが、セーフティネットの意味では必要な措置としてやっておかないと、かつて固定系で事後精算の訴訟が起きたような事態にもなりかねないと思う。需要予測を上回る実績となることを期待したい。

○高橋委員

原価算定のステップ2、3のところ非常に気になる。配賦は不可逆的なのでよく分からないので、ある程度方法の統一性と透明性が必要。

また、基礎となる情報の提出や推計方法の開示を求めるとあるが、これは各社の経営情報との綱引きになってくる。どの範囲まで開示を求めていくのかの線引きを考えていかなければならない。

○西村（真）委員

なかなか膨大な計算をしているわりには、3社の接続料が収れんしていくのが本当に不思議。また、各社の質問への回答が、すごくざっくりしたものなので、その辺も率直に驚いている。ただ、細かいところは各社で決めてくださいと言っている以上こうなってしまうのかなと思うので、もう少し指針とか目安があったほうが事業者さんとしても計算しやすいのかなと思う。

○森川委員

事務局の方々には、事業者ごとの違いが生じている点をつついていただいて、少しずつ数値を収れんさせていっていただきたい。

○山下委員

まだ始まったばかりなので、あえて新自由主義的に申し上げると、何年か経って常にある事業者だけが非常に大きな乖離があるとなると、そこで将来予測が間違っていたのではないかと、その事業者にも周りにも分かってきて、これによって自分で襟を正して、乖離の少ないような地道な将来原価の算定をするのではないかと。

また、将来原価の算定方法には具体的な数字が入っているわけではないので、これを各社がお互いに開示すると参考になり、寄せていけるのではないかと。

それから、4G・5Gの一体接続料に関しては、規制のコストとの兼ね合いかなと思う。3Gから4Gになり、もう今は5Gになり、また6Gになっていくと考えると、何年間のために4Gと5Gをわざわざ分けるかどうか。そういう意味では、何年間のために分けなければならないかどうかを考えるということは必要ではないかなと思う。

○相田主査

途中の数値がかなり違っているのに算定結果の数値が各社とも近いのはどういうことなのか。音声接続料とデータ接続料で各社の考え方がいろいろ違うところもあると思うが、そういう各社ごとの違いをどういうふうに考慮していくのかというのが、本日の議題（2）

の着信ボトルネック規制からも非常に悩ましい。

以上